

VIII 劳动灾害补偿

1 劳动灾害和劳动者灾害补偿保险(劳灾保险)

劳动基准法规定，劳动者在工作中受伤、得病时，用人单位有义务负担劳动者的疗养费用、发给歇工补偿。

但是，可能会有因用人单位没有支付能力等，补偿得不到落实的情况。所以劳动基准法规定，用人单位即使雇用劳动者只有1名，且无论是法人还是个人，都有加入劳灾保险的义务。在工作中受伤或得病时，可以领取劳灾保险支付的补偿。但是，对最初3天的歇工补偿，应由用人单位支付。

保险费均由用人单位负担。

在上班途中遇上事故受伤时，劳灾保险也将付给补偿。

2 劳灾保险的支付

发生劳动灾害后，要向当地的劳动基准监督署提出申请。由本人或者遗属申请。可以要求用人单位在办理劳灾保险领取手续方面给予必要的帮助。

从劳灾保险里可以领取以下补贴支付

① 疗养费(补偿) 支付

劳动者可以免费接受治疗，直至工伤或疾病痊愈。原则上，要在劳灾指定医院接受治疗。对于已经在其他医院接受治疗的，如果申请所花医疗费，以后可以全额退还给本人。

VIII 労働災害補償

1 労働災害と労働者災害補償保険（労災保険）

労働基準法は、労働者が仕事でケガをしたり病気になった場合は、使用者に、労働者の療養費を負担することや休業補償をすることを義務づけています。

しかし、使用者に支払い能力がない場合など補償が確実になされるとは限りません。このために、労働者を一人でも雇用している事業主は、法人であろうと個人であろうと労災保険へ加入することが義務づけられています。仕事のうえで負傷したり病気になったりしたときは、労災保険から補償が行われます。ただし、休業3日目までの休業補償は使用者が行います。

保険料はすべて事業主負担です。

また、通勤途中に事故にあってケガをした場合も労災保険から給付が行われます。

2 労働者災害補償保険給付

労働災害の場合、事業所を管轄する労働基準監督署に請求書を提出します。請求するのは労働者本人もしくは遺族です。事業主は、労災保険給付の手続きなど必要な援助をすることが求められています。

労災保険からは次の給付が受けられます。

① 療養（補償）給付

ケガや病気が治るまで、無料で治療が受けられます。原則として治療は労災指定病院で受けることになります。それ以外の病院で治療を受けたときは請求すれば後から治療費の全額が支給されます。

② 歇工(补偿) 支付

因为疗养不能工作而领不到工资时,从歇工的第4天起作为歇工(补偿)支付金,可领取“支付基础日额”(平均工资)的60%。另外,还可以领取“支付基础日额”的20%,作为歇工特别支付金。另外,关于业务灾害,第1天起到第3天的工资,按照劳动基准法,由用人单位补偿平均工资的60%以上。

③ 伤病(补偿) 年金支付

疗养开始,经过1年零6个月还未治愈的伤或病,其伤病情况严重,相当于一定等级,还需要相当一段时间的治疗时,停发现在领取的歇工(补偿)支付金,转为领取伤病(补偿)年金。另外,转换之后,仍可以继续领取疗养费(补偿)支付。

④ 残疾(补偿)年金、补助费的支付

伤或病治愈后,留下残疾时,根据其程度,支付残疾(补偿)年金或者一次性补助费。

除此之外,有时还会支付残疾特别支付金和残疾特别年金(或者一次性补助费)。

⑤ 遗属(补偿) 年金、补助费的支付

劳动者死亡时,将向其遗属支付遗属(补偿)年金或者一次性补助费。

除此之外,还向有权领取遗属(补偿)年金者,以另加的形式支付遗属特别支付金和遗属特别年金;向有权领取遗属(补偿)一次性补助费者,以另加的形式支付遗属特别支付金和遗属特别一次性补助费。

⑥ 殡葬费(支付)

劳动者死亡时,将向为其举行殡葬的人支付殡葬费。其金额计算为31万5千日元加“支付基础日额”的30天的总额,或“支付基础日额”的60天的总额,从中选择高的一边支付。

② 休業(補償) 給付

療養のため働くことができなくて賃金がもらえないときは、働けなくなった日の4日目から休業(補償)給付として給付基礎日額(平均賃金)の60%、休業特別支給金として20%が支給されます。

なお、業務災害については、最初の日から3日間の分は、労働基準法にもとづいて、使用者が平均賃金の60%以上を補償することになります。

③ 傷病(補償) 年金

療養を開始してから1年6か月を経過しても、ケガや病気が治らず、その傷病の程度が重く、一定の傷病等級に該当し、引き続き相当の期間、療養を必要とするときには、それまで支給されていた休業(補償)給付が打ち切れ、傷病(補償)年金に切り替えて支給されます。なお、切り替えられた場合でも、療養(補償)給付は、引き続き受けられます。

④ 障害(補償) 給付

ケガや病気が治った後、障害が残ったとき、その程度に応じ障害(補償)年金あるいは障害(補償)一時金が支給されます。

このほか、障害特別支給金と障害特別年金(または一時金)が支給される場合があります。

⑤ 遺族(補償) 給付

労働者が死亡した場合は、遺族(補償)年金あるいは遺族(補償)一時金が支給されます。

このほか、遺族(補償)年金の受給権者には、上乘せする形で遺族特別支給金及び遺族特別年金が支給され、遺族(補償)一時金の受給権者には、上乘せする形で遺族特別支給金及び遺族特別一時金が支給されます。

⑥ 葬祭料(給付)

労働者が死亡した場合は、葬祭を行う人に対して、31万5千円と給付基礎日額の30日分か、給付基礎日額の60日分のどちらか高い額が支給されます。